

会 議 録

1 会議の名称

第 23 回 みんなで創る自治基本条例市民会議

2 開催日時

平成 18 年 6 月 20 日（火）午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分

3 開催場所

上越市市民プラザ 2 階 第 1 会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員：72 人中 45 人出席

市民委員：池田伸吾、今井不二子、岩井栄子、太田修二、小田武彦、岸本八千子、君波豊、栗田英明、小林久美子、佐藤忠治、武田昌子、種岡淳一、田村安男、平野通子、増田和昭、満田恵美子、宮下敏雄、宮本富男、柳沢良治、横倉進、横山郁代、横山文男、吉村壱子（43 人中 23 人出席）

職員委員：秋山友江、池墻幸子、高山江、大出聡子、風巻雅人、加藤英樹、小酒井伸一、小嶋栄子、笹川正智、白石直子、内藤香織、長澤政英、藤田幸子、水澤弘光、壘正孝、山本有恒、吉川和美、吉越梓、吉沢真理、米川美樹、鷺津史也、渡辺由美子（29 人中 22 人出席）

・事務局：中澤企画調整係長、瀧澤主任、小池主任、米山主任、丸山主事、高橋主事
(計 6 人)

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 市民フォーラム日程の再変更について（公開）

(2) 班と班との意見交換（公開）

「素案へ向けての整理」

・市民フォーラムで想定される質問及びその回答について

6 傍聴人の数

2 人

7 内容

(1) 市民フォーラム日程の再変更について

事務局から説明

- ・ 前回会議において、市民フォーラムの開催時期について、6月下旬であったものをお盆明けの8月下旬に変更をさせていただいたところであるが、その後事務局内で再検討をさせていただき、やはりその間が2ヶ月間というのは間が空き過ぎる感が強く、これまでの月1~2回の頻度で会議を開催してきたリズムを大事にしていきたいと考え、また、2ヶ月延期して感覚が鈍らないようにするために途中に会議を1回設けるよりも、その途中の1回の時期に市民フォーラムを開催してしまうほうが効率的ではないかと考え、市民フォーラムの開催時期を7月末に再度変更させていただきたい。何度も日程を変更してご迷惑をおかけするが、何卒ご理解をお願いしたい。
- ・ 具体的な日程及び会場であるが、
 - ・ 7月29日(土) 13:30~16:00 大潟区総合事務所 2階 大会議室、
多目的ホール
 - ・ 7月31日(月) 18:30~21:00 上越市市民プラザ 1階 ABCホールで開催とさせていただきたい。

(2) 班と班との意見交換

「素案へ向けての整理」

- ・ 市民フォーラムで想定される質問及びその回答について

前回の検討シートの内容を基本として、補足発表及び意見交換を行った。

(前回会議録の別添資料も参照)

市民参加、参画

■3班発表

- ・ 「まちづくりに市民が参加、参画、協働していかなければ、本当のまちづくりはできない」という思いからスタートしている。

□想定質問：参加、参画したくない人にどのように対応するのか。

◎回答

- ・ あくまで義務ではないので、意識を持つように呼びかける、というような回答をする。

□想定質問：参加したいと思う人たち、参画したいと思う人たちに、どのようにして参加

を保障するのか。

◎回答

- ・ 基本的には、市民の皆さんに、「身近なところからどんどん参加してほしい」という思いのスタートになっている。

□想定質問：参加、参画とは何か。

◎回答

- ・ 「参加」とは「加わること」、「参画」とは「行事などを立案するところまで踏み込むもの」という説明をする。

□想定質問：担い手とは何か。

◎回答

- ・ 担い手は、単に人ではなく、幅広いものである、という回答にしたいと考えている。

◆意見交換

(2班)

- ・ 「何故このようなものが必要か」という想定質問に対する回答に、「最高規範性、政策の整合性のために必要」とあるが、基本的にこれでよいと思う。
- ・ 国の「最高規範性」というのは日本国憲法であり、憲法改正は国民の投票がなければできない。そういう点からいくと、「政策の整合性のために必要」というのは、一般的に当たっているように思う。参考までに述べた。

(3班)

- ・ おそらく、フォーラムではどこのブースにおいても、いらした方は「自治基本条例は何で必要なのか」、「どうしてこんなこと書いているのか」というふうなことを質問されると思う。そのときに、「それは最初に事務局が説明しました」として回答しないというわけにもいかない。今2班が回答したようなことをそこで述べたらどうか。
- ・ しかし、「何故、自治基本条例が必要なのか」というのは、日本国憲法とはだいぶ性格が違い、上越市の政策がバラバラであっては、上越市の本当のまちづくりができない、だから上越市の進む方向をこの自治基本条例の中で示してほしい、と思う。単に項目を全部網羅すればよいということではなく、より踏み込んだ内容にしていってほしいという思いがある。

(1班)

- ・ 質問ではないが、「基本原則」に「市民は参画することができる」と書いてあり、「参加、参画」することは許可制なのか、という誤った認識で捉えられることが非常に恐ろしい。

ところが下の「市民会議の思い」には「参加、参画することは基本である」ということを頭から決め付けてしまっている、という部分で、市民に対して誤解を与えやすいような内容になっており、整合性を取る必要がある。

- ・ 「思い」の2行目に「できれば行動する」とあるが、これも非常に誤解を招きやすい。
- ・ 市民公募制については何も触れていないが、触れる必要があるのではないかと。審議会委員の中にも半数くらいは公募委員を入れるべきだということを、この自治基本条例で担保してあげる必要があるのではないかと。

(2班)

- ・ 「できれば行動する」については、参画したくても、例えば体調が不十分であったり、あるいはたまたまそのとき不自由があってできないなど、いろいろな条件があるのではないかと。それらの方々も含めて「参画しなさい」というのは酷であり、「できれば」という表現がよいかどうかは別にしても、そういう思いがあるということをご理解願いたい。

住民投票制度

■2班発表

□想定質問：常設型である必要があるのかどうか

◎回答

- ・ 直接請求制度の中では、50分の1の署名を集めて、かついろいろな手続きを経て、そして市長の意見書をつけて、それから議会に諮って議決しなければ決まらないわけであり、いくつかのハードルを越えなければならない。
- ・ その都度、目的別にそれぞれ50分の1以上の署名を集めながら、かつそれに対応していくような方向で行かざるを得ないわけであるが、常設型にすると、ある程度市長の裁量によって、ある程度前に進むことができる。また市民の要求、あるいは議会の要求でできるわけである。

□想定質問：議会軽視に当たるのではないかと。

◎回答

- ・ 議会政治を補完する役割を果たすと考えており、議会軽視には当たらないと考える。

◆意見交換

(3班)

- ・ このような（常設型の）制度ができると、ややもすれば、何でもかんでも住民投票して

くれということが起こるのではないか。要するに乱用防止ということはどのように考えているのか、という質問が出たとき、どのように回答されるか。

(2班)

- ・ 何でもかんでもということではない。常設型を明記した先進事例である大和市の条例の場合、16才以上の3分の2以上の賛成があつて住民投票が実施されるわけであり、それくらい重要な事項が対象である。
- ・ 市長の権限で提案することもでき、また議会のほうも12分の1、つまり、今48名の議員のうち5名が提案すると提案権があるわけであり、その辺を考えていけば、まず何でもかんでもという心配はないのではないか。
- ・ 住民投票条例の中に、乱用ができない旨を書いておくことも手である。

情報

- ・ 初めてこのようなものに触れる方からすると、おそらくどの項目も共通すると思うが、原則的な質問と、あと具体性がないのではないか、というような質問が出ると思われる。
- ・ 具体性については、この条例は基本的な思いとか方針をうたっているものであつて、個別内容については、既存の条例やこれから作っていく必要があるもののほうに受け皿としてはなっている、ということで答えていきたい。

■5班発表

□想定質問：既存の情報に関する条例があるのに、必要なのか。もしくは影響があるのか。

：個人情報についての質問

◎回答

- ・ ここでいう「情報」というのは、特に「個人情報」を主眼として設けているものではない。「情報」は市民が市政に関するもの、市民にとっての公共の利益が得られる情報というものを、より市民サイドとして簡単に詳しく得ることができるように、入手のハードルを低くしていくということが目的であると考えている。
- ・ 既存の条例等に影響があるものがあれば、その趣旨に対して既存条例が不十分であるなど、そういったものがあれば、今後掲げる自治基本条例に即してハードルを下げるような方向性で検討していただくことも考えられる、ということである。

市民の権利、役割、市の責務、市議会の責務

■4班発表

□想定質問：個別内容の記述は記載する必要があるか。これは市議会として当たり前のことが書かれているのではないか。

◎回答

- ・ まちづくりの主体となる市民、市、市議会の三者のそれぞれの立場で役割を明らかにし確立することにより、三者の位置関係をはっきりさせるため。

◆意見交換

(3班)

- ・ 非常に単純な質問が出たらどうするのだろうか考えてしまったが、「市民の権利とは何か」という質問が出た場合にどう答えていくか。

(4班)

- ・ 「権利」という中項目と、ここに書いてある個別内容の内容が違うのではないか、ということは問題にはなった。実際には、素案の中の「市民会議の思い」、例えば「市の責務」の大項目の「市民会議の思い」の一番上に書いてあるのは、「市は市民の権利を守る責務がある。市民の権利を裏返して行政側から見たものが市の責務ということになる」と書いてあり、それであれば逆に言うと、ここに書いてあることの裏返しの方が「市民の権利」であろう、というふうに解釈をし、そのような説明にしようということで落ち着いた。

(3班)

- ・ もう一点であるが、「市民の権利、役割」で「市及び市議会は市民の意見を平等に扱うように努める」ということについて、これはどちらかというところ「平等」の項目のほうにいくような内容だと思うが、この辺をどう説明していくか。

(4班)

- ・ 同感であり、おかしいと感じた。この表現ではないだろうと思っているが、説明する際は、逆に言うと、先ほどの「市の責務」のほうを出して、その説明でいこうと思っている。

(事務局)

- ・ 表記の関係は、今回の意見交換の内容を見ながら、また最終的に再整理させていただきたい

(1班)

- ・ 「市民の権利、役割」のところ、「市民会議の思い」のところに、「市民が自分たちで担っていかなければならない」とあるが、「まちづくりをするために行政がある」、「な

のになぜ自分たちがやらなければいけないのか」という質問が想定される。それは「市民参加・参画」のところの書き方が具体性に欠けるので、このような疑問が当然出てくると思われる。何故というところをしっかりと書く必要がある。

コミュニティ

■6 班発表

□想定質問：コミュニティの定義は何か。

◎回答

- ・ コミュニティの定義については、この市民会議の中でも様々の意見をいただいている。班と班との意見交換の中でも、意見が分かれてしまったものという扱いにされている。
- ・ 回答としては、一つの地域社会ということで、特別なものではなく、市民の一つとして捉えて、目的を持って集まった集団ということで考えている。

□想定質問：多層型のコミュニティとは何か。

◎回答

- ・ 多層型のコミュニティというのは、隣組とか、町内会、小学校区とかといった単位が、範囲の拡大に合わせて活動が多様になり、さらにそれらに NPO などの市民活動や趣味の会などが幾層にも絡み合っているような、そういうものを多層型のコミュニティと捉えてはどうか、と考えた。

◆意見交換

(5 班)

- ・ コミュニティの定義付けは必ず必要ではないか。何故かというところ、その下につながる施策、政策において、コミュニティというものを明確化しておかないと、例えば補助金や人的支援というところで、ポイントが分からなくなってしまう。
- ・ ただ、自治基本条例の中でコミュニティを定義するかどうかというものについては、コミュニティに対しての思いを書いて、個別条例等で、こういう場合のコミュニティとはこういうものだ、のように決めていけばよく、ここで完全に完結する必要はまだないように思う。
- ・ 他の項目における、「内容が具体的ではない」ということに対する回答にもなると思う。この条例は、思いや方針、方向性を明確にするという条例であり、具体的なものをガッチリと決める必要はない。そういう方向で考えれば、コミュニティの定義というものも、コミュニティについてのいくつかの考え方、思いを述べて、具体的なものは個別

条例等に続くようなニュアンスを持っていたらそれでよいと考える。

(3班)

- ・ コミュニティについては、3班では相当議論してきた。最終的にまとまっているものが非常にあいまいなので、我々としては不満があったが、その不満という観点での質問として考えられるのは、特に13区の方々は、町内会という組織よりもっと大きい中学校区での地域コミュニティ（住民組織）が存在している。これは現時点で公式には認知されていないが、どう取り扱うのか、という質問を受けたときにどう答えたらよいか。多層型という抽象的な表現で終わってしまっている。

(事務局)

- ・ コミュニティを定義するには、ここで議論するにしても相当時間を割くようなことになる。今いただいた意見をもとに、再度整理をしていきたい。

(1班)

- ・ コミュニティそのものは、行政とは直接関係ない組織である。言ってみれば、コミュニティは形が見えないが、一市民、市民団体というふうに考えればよいのではないか。少なくとも保障されなければならないことは、コミュニティの一市民団体の自主性、自立性、任意性、これは行政によってしっかりと保障されなければいけないと考える。そのことだけは回答の中でしっかりと答え、あるいは「市民会議の思い」の中にしっかりと書きたい。
- ・ 「任意性」は、「市民はコミュニティの形成に努める」ということについて、「町内会に入らないのはけしからん」という風潮が出てきては困るという観点から必要と考えたものである。

協働

■3班発表

□想定質問：協働とは何か。

◎回答

- ・ 「行政サービスを市と市民が対等で実施していくもの」だというふうに考えた。

□想定質問：今まで職員教育をやっていなかったのか。

◎回答

- ・ 今まで「協働」というものがまだ馴染んでいなかったために、十分浸透していなかった。今後は行政職員によく協働を知ってもらおう、という趣旨であるということの説明したと

思っている。

◆意見交換

(4班)

- ・ 職員教育というのは、行政の職員のことを指しているのか。今まで足りなかったという回答をすると、少し問題が起きるのではないか。

(3班)

- ・ 質問の趣旨は大変よく分かる。この「職員教育」というのは、「協働についての職員教育」である。それ以外の職員教育はきちんとやられていると思うが、なにせ「協働」というものは姿がないものであり、職員を教育することが十分できなかった。しかしその一方では「協働」がどんどん走り出している状況である。そのために、行政職員とそれに絡んでくる団体の人たちの間で、いわゆる軋轢が生じてきている。だから団体の人たちは、職員にもっと「協働」についてきちんと教えてやってほしい、というような要望が出ているところからこのような話が出てきた。我々市民会議にも、そういう思いを強く持った方々が大勢おられるということをご紹介していきたいと考えている。

□想定質問：信頼関係をどうやって築くのか。

◎回答

- ・ 現在どうも信頼関係がない団体等の関係がいくつもあるようであり、だいぶもめているようであるが、単なる委託関係ではなく、それがさらに進んだ形で、いわゆる本当の協働をやっていけば、いずれ信頼関係ができてくるのではないか。

□想定質問：参加、参画することが協働なのか。

◎回答

- ・ 「参加」ということは「協働」とは考えていない。「参画」の段階になってくると重なる部分があるかもしれない、という考えでいる。

◆意見交換

(1班)

- ・ 「市民会議の思い」に、「行政サービスを拡大していくためには、協働は絶対条件になってきている」とあるが、果たしてこのように言い切ってしまうと、大方の理解を得られるかどうか。
- ・ 「あり方」のところに、「参画は意思決定、協働は実行である」とあるが、この意味合いが何を言わんとしているのかよく分からない。

(3班)

- ・ 「現代の社会情勢においては～絶対条件～」とあるが、よく市民に理解されるような、もっと詳しい説明が必要ではないかと思う。今「協働」が叫ばれている理由は非常に明解であり、「では協働をやらなかったら行政サービスは拡大しないのか」という質問が、一番いやらしい質問である。それは単純に「財政負担が増すだけ」であると返事をしなくては、ということになると思うが。

評価

■5班発表

□想定質問：なぜ評価が必要なのか。

◎回答

- ・ 市民としては、投資した税金が本当に効果的に使われているのかどうかを確認することは基本中の基本になっている。これまでの行政自体の評価能力が果たして十分であったかどうかというところで、多くの市民が十分であると認識していない、ということが一つの背景にある。今後の施策としては、PDCA サイクルというものを常に考えながら事業や施策を行っていかなくてはならず、そのときに「評価」というものは最も重要な要件になってくるので、そのような観点からも「評価」が必要になってくる。

□想定質問：現状はどのような事業、施策が評価されているのか。

◎回答

- ・ 現状の説明資料として、必要なものとして想定されるものをここにいくつか書いたが、これは事務局のほうで資料を整理して、班として答えられるようにお願いしたい。

◆意見交換

(1班)

- ・ 「市民会議の思い」の中に、「単発的な評価で終わるのではなく、PDCA サイクルによる評価のシステムを作り」とあるが、このPDCA サイクルの説明は「市の責務」のところに書いてあるわけであるが、これと同じ説明をこの「評価」のところにも書くと市民に分かりやすくなるのではないか。

(4班)

- ・ 1班の意見とダブるかもしれないが、「評価」のところで、「個別内容」は全部「市は」という主語で始まっている。それに対して「市の責務」のところでは、「市民会議の思い」の中にPDCAが入っているので、「評価」という大項目はいらないのではないかと質問された場合に、どのような回答をしていくか。

(5班)

- ・ 先ほどの「財政」と同じ位置付けだと思う。「市の責務」として大きなウエイトを占める「評価」であり、そのことで考えれば「評価」というのは今後、市民が情報を得るとか、施策に対してのものを言うときの足掛かりにもなるということで、特に強調しておかなければいけない項目だと思われる。そういう意味では「市の責務」の中に入れ込んで、大きく取り上げてより広く市民の皆さんに認知してもらいたいと思うので、この位置付けでよいと思う。

(3班)

- ・ 「第三者による評価を行うよう努める」となっているが、実はこれからの方向というのは、行政に業務を「信託」した市民が入って、私たちが「信託」したように行政が行われているかどうかということをしっかり評価しなければならない、ということからいうと、この書き方が少し弱いのかなと思う。できれば「これからは市民参加の評価の仕組みを考えていくことが必要である」というような表現が「市民会議の思い」のところに必要なのではないかな。
- ・ 先ほど「なぜ評価が必要か」とあったが、行政に任せっぱなしではなくて、任せたことがきちんとできているかどうか、ということをも市民がチェックして初めてよい行政になるのであって、「任せたから後はいいよ」というのでは任せっぱなしになってしまい、正に無責任になってしまうので、このところはまさに自治基本条例の一つの柱だと考えると、「市民会議の思い」をしっかり書きたいと感じている。

(2班)

- ・ 「評価」については、例えば公民館や社会福祉施設などをいろいろ造っても、「評価」をしないと、実際の利用率があるのか、市民のための施設なのか、などがわからない。例えば公共事業、道路一つにしても、実際に利用されているのか、あるいは無駄遣いした分野がないか、などである。
- ・ 借金大国と同じように、上越市も火の車の片輪くらいになっているような気がするので、「健全財政」ということに力を入れて、それには必ず「評価」というのは付き物だと思う。この点を大きく力を入れていただきたいという要望である。

男女共同参画

■1班発表

□想定質問：パートナーという表現が理解しにくい。

◎回答

- ・ 「お互いに一人の人間として認め合う」ということである。この条例は指針を示すものであり、具体的には男女共同参画基本条例で明記されている。

□想定質問：男女共同参画の大項目を自治基本条例に盛り込むべきか。

◎回答

- ・ 「意見が分かれたもの」というところに、1から5のところに盛り込む必要が書いてあるので、これで回答と考えていきたい。

□想定質問：風習とは何か。

◎回答

- ・ 「男性優先の風習や慣習を改める」という考え方であると説明したい。よい風習、よい慣習も当然あるわけであり、誤解のないような表現にしたい。

□想定質問：何故、男女共同参画が保障されなければならないのか。

◎回答

- ・ 男女共同参画基本条例に書いてあるとおりだが、自治基本条例は、一部の人たちだけが引っ張る、一部の人たちだけが参画するための条例を目指しているわけではない、ということである。現在、女性の町内会長、副会長の人数はどうなっているのか、という質問が出てくることを想定して、事務局に依頼して調べてある。他の審議会、委員会の女性比率は40%になっており、かなり進んでいるというふうに思っているが、これは男女共同参画基本条例を上越市が早々と作った成果ではないかと思う。
- ・ 保障する仕組みを盛り込む必要があるとことについては、まさに男女共同参画基本条例の中に明記されている。

◆意見交換

(4班)

- ・ 男性優先では駄目ということであるが、従来から住民自治は男社会でも動いてきた。そこに男女共同参画が保障されなければ住民自治は確立しない、というのは誤解だと思うが、そのように受け取られてしまうのではないか。

(1班)

- ・ 自治だけではなく世の中全てそうであるが、一部の人たちの意見で進んでいったのではよい世の中にならない。自治については特に男女共同参画があるので、これは一つ押さえておく必要がある。そういう意味で回答をしようと思ってる。
- ・ その答えの後ろには何があるかという、先ほども言いましたように、男性、女性とい

う、そういうくくりだけではなく、お年寄り、子供というくくりもある。いろいろなくくりをした中での、全ての人が平等に参画できることを保障したいという気持ちがあり、もしそういう気持ちがこの自治基本条例の中に不足しているようであれば、それも加えて書くということが必要になってくる。

財 政

■5 班発表

□想定質問：「情報」の大項目の中に「情報公開」があるのに、ここでも触れる必要があるのか。

◎回答

- ・ 財政公表は市民生活を営む中で特に重要な項目であり、その情報を得るための方策としては、特に掲げてあったほうがよい。

□想定質問：情報を細やかに提供するにはよりお金がかかるのではないか。

◎回答

- ・ お金の問題ではなく、大切な市民生活の中での財政という項目については、詳しく求められれば詳しく提供する必要がある。

◆意見交換

(2 班)

- ・ 「健全財政」はそもそも当然のことであるので、否定する必要がない。現在、借金がものすごく多くて、毎年 18 億から 20 億の利息を払っているのを「健全財政」と言えるかどうか。また将来、市民のための「健全財政」を図るためには、やはり自治基本条例の中に必要である。

安全・安心

■6 班発表

□想定質問：「市民レベル」とあるが、具体的にどのようなことが「市民レベル」なのか。

◎回答

- ・ 市民にしかできない活動があるのではないか。例えば、身近な巡視、巡回活動や安全パトロール、それからステッカーなどを貼付することによって抑制効果を高めたり、市民がお互いに確認しあったり、お互いに安息感が得られるようなことを市民レベルとして捉えてはどうか。

□想定質問：行政の役割はないのか。

◎回答

- ・ 災害等が発生し、避難が必要になった場合に、災害対策本部を設置し、被害状況を調査するとともに、避難場所を開設したり、炊き出しや防疫、衛生対策を実施する。またこれらと同時に、被害拡大を防止したり、復旧対策についても並行して実施する。

◆意見交換

(1班)

- ・ 「市民は」と書いてあるが、行政のことについては触れていない。実は市民の生活の「安全・安心」を保障するのは行政の大きな役割であり、このことは私たちの目指す自立社会、自治で作る社会の一つの目標であり、このことはどこかにしっかり書き込まないと「市民会議の思い」としては伝わっていかず、目指すべき社会の姿として現れてこないと思う。

(3班)

- ・ 3月の時点では、行政の役割は載っていた。「市はあらゆる分野で市民が安全・安心に暮らせるようにしなければならない」というものがあつたが、各班の意見を集約した関係で消えたようだ。だからこれはこの場で復活することを決めていただきたいと思う。フォーラムで説明するとき、「市民」だけというのは、見た人は必ず疑問に思ってしまう。

(事務局)

- ・ 確にかかつて「市は」というものがあつた。春先の「素案に向けての整理」の最初の頃の段階で、いるもの、いないもの、主語述語と各班で整理をしていただいた過程の中で、これは「市の責務」のほうにまとめるべきとしたのか、ちょっと今記憶があいまいであるが、何らかの理由で取えて落としたわけである。だけど今、素案(案)という形で出して読んだときに、やはりこれだけだとおかしい、と見えたわけであるので、「もう一回復活して入れるべき」という3班のご提案について、他の班はどうお考えか。

(5班)

- ・ 「安全・安心」に「全て市に任せます」ということを書いた場合、はたして本当に行政にそんなことができるのか。今、県には「安全・安心まちづくり条例」というのがあるが、この中に流れている精神は、「自らの地域は自らで守る」、「それをサポートするのが行政ある」というような考え方に流れてきている。これは、大規模災害やいろいろな犯罪があがってきて、「市ではすべて守りきれない、行政だけでやりきれない」という

ことからである。逆に「それをやれ」という義務が課されたら、「組織の肥大化を招いて、金がいっぱいかかる、それを皆さんは認めますか」という命題が投げかけられるのではないかと思う。単純に条例に入れるのではなくて、「どういったものまでを行政がやらなければならない」ということを検討してからでないと、単純に復活というのはまずいのではないかと考える。

(3班)

- ・ 今のご意見は、3班としては納得できない点を申し上げる。「安全・安心」というのは、基本的にまず「行政の責務」として明確に存在するものがある、それが、一番上位概念となる条例の中に書かれないということは、特に上越市は「安全・安心」を掲げているまちでもあり、大変おかしいと考える。
- ・ それから、「細かいことが決まらなければ書けない」となると、この自治基本条例はほとんどの項目でみんなそうである。この条例は精神をうたって、あとは個別条例で具体的に決めていくものであって、似たような議論は今まで何度もあったが、同じ議論の繰り返しになるわけであり、賛同はできない。

(1班)

- ・ 先ほど説明したとおりであるが、「行政の役割」は「市民の生活を守る」というものであり、そのために行政が存在しているわけである。ただ、5班が言うように、行政が一義的にやるわけではあるが、しかし全てを行政にお任せという考えではない。まさに協働という考え方が出てきた中には、「行政でできることは行政が、市民ができることは市民が、お互いに分担し合って住みよい社会を作りましょう」という観点であり、そういうことが条例の中にうたい込まれれば、誠に結構だということになる。「行政の責務」、「市民の責務」という両方向で整理をしていったらよいと思う。

(事務局)

- ・ これはおそらく決着がつかないと思われる。これはまさに「両方の思いがあった」という「思い」を載せていく形に、これこそなるのではないか。

(2班)

- ・ この市民会議で「安全・安心」を最初に議論した頃は、「子供や高齢者の安心・安全を市及び地域が守る仕組みを作ろう」という趣旨であった。その趣旨からいけば、「市の役割」だなんだと言わなくても、条例の中でうたえばよいのではないか。地域防災、あるいは防犯は、組織そのものは町内会単位であったり、あるいは地域単位であったり、いろいろあるわけである。それをある程度条例の中で組織的に方向付けできるものであ

れば、この条例の中に作っていきたい。

- ・ それは「市の責務」ばかりではないし、「市民の責務」でもない。「地域は地域の人が守らなければならない」わけであり、市に全て言ってもそれは駄目である。
- ・ 条例である以上は、何か指針になる方向性を持たせないといけない。「安全・安心」だけではなく、条例の中の一つひとつを個別に逐条的にみていってもよい条例はできないと思う。

(事務局)

- ・ では、そういう思いを「市民会議の思い」の中にまとめていきたい。そのような反対の意見も当然あったということであり、そのような意見もあったということは何とかうまくまとめてみたい。

自治基本条例の最高規範性、改正手続

■2 班発表

□想定質問：最高規範性とは何か

◎回答

- ・ 条例の中でも最高条例で憲法といわれるようなものにしようという狙いがあり、最高な立場として尊重する条例を作りたい。
- ・ 市政運営の基本原則、市民の権利、市と市議会それぞれの責務等を明らかにするものである。

□想定質問：なぜ改正手続が必要か。

◎回答

- ・ 一般条例であれば、改正は議会に諮って簡単にできるが、このような重要な条例の改正については、例えば住民投票によって決するのも大事であろうし、議会の議決についても3分の2以上、5分の4以上という賛成数を持って改正できるなど、少しハードルを高く設定し、慎重に判断すべきである。

人 材

■3 班発表

- ・ 「参加、参画」、「協働」と非常にリンクしている重要なものである。

□想定質問：次世代とは何か。

◎回答

- ・ 単純に、例えば 20 歳違うとか、30 歳違うという意味ではなく、その都度違うのではないかと、という考え方でいる。例えば、ある団体であれば、今の指導者の次の世代が「次世代」で、あるいはものによっては、非常に離れたところが「次世代」である、という可能性があるということで、幅広く考える必要があるのではないかと。

□想定質問：人材育成を行って、どのようにして活用するのか。

◎回答

- ・ これは一番大きな問題である。いろいろな講座などを行っても、戻る場所、活用できる場所がないのではダメであり、戻る場所を作るような工夫が必要ではないかと。

◆意見交換

(2 班)

- ・ 「どのようにして育成するか」の質問に対する回答が、「養成講座など」と「その他」になっているが、では一般的に養成講座を受講すれば育成ができるのか、という疑問がある。
- ・ 「どのようにして活用するのか」という質問に対する回答の「戻る場所を作ってあげる」とあるが、もっと具体的に回答してほしい。

(3 班)

- ・ 大変難しい質問である。「どのように育成するのか」については、「養成講座など」ということで終わっているが、実は後ろのほうに「知識」、「実務」と書いてある。一般的には「オンザジョブトレーニング」がないと人は育たない。であるので、こういう養成講座というのは、単に人を集めて何か講座をやるだけではなく、もう少し踏み込んだ養成講座が必要だと考える。
- ・ よく一般的には、その分野の人たち、これからその分野の指導者となりそうな人たちを集めて、いろいろと勉強していただいて戻っていただく、というようなことを行っている。それによって人材の養成ができてくるのではないかと考えている。

(6 班)

- ・ 基本的には、地域の行事などには、それぞれ初めから指導者格という人はそんなに存在しない場合が多いわけであり、行事に参画していくうちに、次世代の指導者が育てられてくる。これが自然の行き方であって、特に養成講座というのは付け足しでしかない。そんなふうな位置付けで考えたらどうか。地域の行事の場合、参加していく中で学んでいく、それが基本ではないかと。

(3 班)

- ・ ごもつともである。この人材育成というのは、もっと幅広い意味ということを考えており、地域でのまちづくりであればやり方があるであろうから、その中でやっていけば、祭りとかはその中で自動的に加わっていることでできていくであろうが、私が申し上げたかったのは、そうはいつでも、そういうプロセスを踏んでいるだけであれば、よほどの方でないで発想の転換ができないわけである。同じことを踏襲するだけになってしまう。
- ・ まちづくりとは、「地域全体の暮らしをより良く充実させること」であり、単純に継承するという意味ではなくて、より発展させるためには、これは行政だけではなく、いろいろな組織もそうであるが、一生懸命、人を育成することをやっていかなければならない。であるので、発言を否定してはいない。そういうものだけでは、本当の意味でより良く充実させることはできないのではないか、という趣旨である。

交流

■1 班発表

□想定質問：なぜ「交流」が必要か。

◎回答

- ・ 「市民会議の思い」のところに、「新市としての一体感の醸成」と書いてある。

□想定質問：「個別内容」に何故「市民会議の思い」を入れないのか。

◎回答

- ・ 実は非常に重要な質問である。「市民会議の思い」は書かなければいけないが、しかし条文の中に書くかどうかというのは、非常に判断に迷うところである。限られた字数の中で「思い」を全部入れ込むことができるかどうかという部分では検討を要する、と考えており、回答もそんなふうになる。

□想定質問：「世代間交流」と「地域間交流」の他の交流はないのか。

◎回答

- ・ 「コミュニティ」のところでもあったように、そういうふうな部分の交流もあると考えている。それが読み取れるような表現が追加できたらよいと思う。

□想定質問：「世代間交流」とは何か。

◎回答

- ・ 文化の継承、祭り、芸能、日常生活や知恵の伝承が必要だということで、そういうことを「世代間交流」で生活の知恵、文化を引き継いでいきましょう、ということである。

平等

■1班発表

□想定質問：何故ここに「まちづくり」という中項目があるのか。

◎回答

- ・ここに「まちづくり」が出てきた経緯は、「各区平等にまちづくりを進めてほしい」という思いからであった。しかし、ここに人権と同列に論じてよいものかどうか、という疑問はある。できれば「市の責務」のほうに「公平、公正」という項目があるので、そちらのほうに移せないものかと思う。

□想定質問：自治基本条例と人権尊重はどう結びつくのか。

◎回答

- ・正に一人ひとりの人権が尊重されてこそ、初めて自治が成り立つ、ということから、ぜひとも必要なことである。

◆意見交換

(3班)

- ・若干話が元に戻って恐縮であるが、要するにこの自治基本条例というのは「まちづくり条例」みたいなものであり、「まちづくり」という大きい章は作らない、というところでスタートしてしまったような経緯があった。そのためにみんなの強い思いである「各地域が平等に扱われてほしい」というところが、小さく扱われてこの中に入ってしまったということであり、「市の責務」に入れるのはいささか似合わないのではないか。
- ・ここにあるように、「市民、市及び市議会は」というふうにあるので、一番よいのは、何かうまい章を起こしていくのが望ましいと思う。

(1班)

- ・誠にそのとおりですあり、ぜひ考慮していきたい。

◆全体を振り返っての意見交換◆

(3班)

- ・全体をみていて思ったが、今日の意見交換はみんな抽象的である。我々は分かるかもしれないが、一般に参加する市民の方々が質問して回答を求めるものは、抽象的なものはいらないわけである。もっと具体的に「これこれこうすればこうなんだよ」「こういう

ふうにしなければいけないんだよ」というふうに言ってあげなければいけないと思うので、フォーラムで質問があったときには、うんと丁寧に、細かく、具体的に説明しなければいけないと思う。今日はなんとなく馴れ合い主義というか、皆さん、知っているであろうからといって難しいことも話しているけれども、それはもう駄目である。私は今日、残念に感じた。

(1 班)

- ・ 今ほどの、具体的に細かく説明して提案する必要があるという意見に同感である。今までこの自治基本条例をつくるにあたって、合併前の上越市を含めて 13 区の中で様々な自治が実施されてきているわけである。そういう事例の中から、「これはこうなんです」という例を出しながら回答したらどうかと思う。例えば「住民投票制度」では、旧大潟町が市町村合併に関して「住民投票条例」を設けた例はある。あるいは旧吉川町も「まちづくり基本条例」でそういう項目もあった。あるいは自治基本条例をつくるにあたって、住民に直接請求のような運動が様々なところであったわけであり、そういうそれぞれ自治のために様々な努力をしていた事実を、質問された中で事例を交えながら説明し回答したらどうかと思う。

閉 会

(事務局)

- ・ 今日一通り意見交換をさせていただいた。今日挙がった様々な意見をこちらで再整理し、この素案（案）と「市民会議の思い」の部分について再度整理させていただき、できるだけ早く皆さんのお手元にお送りし、またご意見をいただく何らかの手段を考えていきたい。
- ・ 次回はフォーラムになるわけであるが、フォーラム当日の実際の集合時間や役割等についても、今後文章で皆さんに連絡する形にさせていただきたいが、班の中での各委員の役割というのは、リーダー交流会でもお願いしたが、基本的にリーダーさんに一任している。全体としての役割はこちらで示させていただくが、班の中での役割分担は、班の中でお任せするので、よろしくお願いたい。
- ・ フォーラム当日の出欠についての情報についてであるが、これまでも市民会議は基本的には全委員にご参加いただき、やむを得ない場合には欠席の連絡をいただく形で行ってきた。とは言っても、市民フォーラム当日に全く班の中で人がいなくなってしまうなど、そのような状況が起きないとも限らないので、今の時点で 7 月 29 日、31 日のどちら

かでもやむを得ず欠席することが分かっておられる方は、いつでも結構なので事務局にご連絡をいただきたい。いずれにしても、7月中旬過ぎくらいに、委員の皆さんにフォーラム当日の出席できるかどうかを確認させていただきたい。その上で7月21日のリーダー交流会で、その時点で把握できている各班の出欠予定状況をリーダーさんにお伝えしながら、当日の運営を相談させていただきたいと思うので、よろしく願いしたい。

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 企画調整係 TEL : 025-526-5111(内線 1452)

FAX : 025-526-8363

E-mail : kikakuchosei@city.joetsu.lg.jp